

河川維持業務 特記仕様書

第1条 施工管理

工事写真は、同一箇所では施工前・施工状況・施工後を対比させて添付し、各工種を施工段階毎に撮影すること。

また、積込運搬状況、処分場搬入状況を撮影すること。

第2条 検査

完了時には、出来型図及び数量表を提出し、監督員の検査を受けること。

第3条 建設副産物の搬出

受注者は、本業務の施工により発生する次の建設副産物について、再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設（再資源化施設）へ搬出すること。

また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

受入先は次に掲げる箇所を見込んでいる。受入先との協議の結果、再資源化が困難である場合は、監督員と協議するものとする。また、自己処理を希望する場合は、監督員と協議するものとする。

【伐採枝葉・幹、竹】

受入場所：阿南市橘町新田

運搬距離：L＝6.8 km

【土砂】

受入場所：阿南市桑野町鍋浦

運搬距離：L＝4.8 km

第4条 草の搬出等

1. 受注者は、草の処分に先立ち、様式1 一般廃棄物処理計画書を提出、協議し監督員の承諾を得ること。また、処分完了後に様式2 一般廃棄物処理調書を作成し提出しなければならない。
2. 草の運搬については、元請が行う場合は業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項 一般廃棄物の収集運搬業の許可）が不要であるが、下請（再委託）する場合は下請業者に業許可が必要であるので、運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。
3. 草の搬出先については、次の場所への搬出（処理）を見込んでいる。

なお、受注者は事前に受入れ場所と受入れ条件等の協議を行い、的確な処理が可能であることを確認し搬出すること。

除草の詳細な作業行程を作成し、事前に監督員に提出をして、搬出に係る日時の協議を行い、他の県工事との調整により搬出を行うものとする。

種類：草

受入場所：阿南市橘町小勝1番地5 エコパーク阿南

受入条件：県発注業務の草刈の搬入は2 t車で4台／日まで

搬入時の状態は野積み

搬入の台数を超える場合は数日の搬入を停止することがある

受入時間：午前 8:30～12:00 午後 1:00～4:00（事前確認が必要）

第5条 現場責任者

1. 受注者は、現場責任者を定め、契約締結した日の翌日から起算して10日以内（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面（現場責任者届）をもって発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。
2. 現場責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第8条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。
3. 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
4. 現場責任者は、現場作業の開始から終了の日の期間は、この業務に専任するものとし、作業時間帯は不測の事態に備え、監督員と常時、連絡・協議を行える体制を確保し、安全かつ円滑に業務を遂行するよう努めなければならない。
5. 現場責任者は、現場作業期間を除く日は、この業務の履行期間内であっても、他の請負工事の現場代理人・専任を要する管理技術者・主任技術者（下請けの場合も含む）、及び別の維持管理業務の現場責任者として従事することを妨げない。
また、専任を要しない請負工事の主任技術者として従事する場合は、現場作業期間も含め、同様の扱いとする。

第6条 休日・夜間等作業

1. 受注者は、官公庁の休日、又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出すること。
2. 受注者は、休日又は夜間に作業を行う場合は、「事故発生時連絡者届出書」を作業を行う前日までに監督員に提出すること。

第7条 事故報告書

1. 受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、徳島県の「土木・建築施設の建設工事等に係る事故対応マニュアル（受注者用）」に基づき直ちに監督員に通報するとともに、事故報告様式を監督員に提出しなければならない。

(様式)

令和 年 月 日

徳島県南部総合県民局長 殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏 名 (生年月日)		現場責任者の 顔写真を貼付
取 得 資 格 等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
＜直接的な雇用関係＞現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
- (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

一般廃棄物処理計画書

南部総合県民局長 殿

請負業者名

1. 業 務 名
2. 路 線 名 等
3. 業 務 箇 所
4. 処 分 計 画 次のとおり

廃棄物の処理方法		
運搬に係る件	運搬業者	元請 ・ 下請 （いずれかに○）
	下請業者名 電話番号 運搬収集 許可番号	廃掃法第7条第1項 一般廃棄物の収集運搬業の許可
処分地に係る件	所在地	
	管 理 者 氏 名 住 所 電 話	
	遵守すべき関係法令に対する許可	廃掃法第 条第 項 一般廃棄物の処分業の許可

現場と処分地の関係が分かる図面を添付のこと。

一般廃棄物処理調書

南部総合県民局長 殿

請負業者名

1. 処 分 場 名
2. 業 務 名
3. 路 線 名 等
4. 業 務 箇 所
5. 処 分 状 況 次のとおり

年 月 日	廃 棄 物 種 類	数 量	年 月 日	廃 棄 物 種 類	数 量
合 計			合 計		